

みどり戦略学生チャレンジ東海ブロック大会審査委員会設置要領

令和 7 年 8 月 19 日付 7 海企第 34 号 制定

第 1 趣旨

「みどり戦略学生チャレンジ（以下「学生チャレンジ」という。）」は、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等の個人・グループがみどりの食料システム戦略に基づいた取組を実践する機会として実施するものである。

東海農政局管内から学生チャレンジに応募があった取組のうち、「みどり戦略学生チャレンジ東海ブロック大会 実施要領(令和 7 年 6 月 3 日付 7 海企第 17 号)」に定める全国大会へ出場する取組及び東海ブロックにて賞を授与する取組を選定することを目的として、みどり戦略学生チャレンジ東海ブロック大会審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第 2 構成

審査委員会は、委員長を東海農政局次長（みどりの食料システム戦略担当）とし、次に掲げる東海農政局職員及び外部審査委員により構成する。構成員はその任期を 1 年とし、再任を妨げない。

外部審査委員は、農林水産業に関し学識経験を有する者のうちから、東海農政局長が委嘱する者 4 名程度とし、非常勤とする。

なお、委員長が必要と認める者を委員に追加することができるものとする。

委員長 東海農政局次長（みどりの食料システム戦略担当）

委 員 東海農政局若手職員

外部審査委員

第 3 業務

審査委員会は、次の業務を行うものとする。

- 1 全国大会へ出場する取組の選定に関すること。
- 2 東海ブロック大会にて表彰する取組の選定に関すること。
- 3 東海ブロック大会の表彰式及び参加者による交流会に関すること。
- 4 全国大会へ出場する取組及び東海ブロック大会にて表彰する取組の公表に関すること。

- 5 その他、委員長が必要と認めたこと。

第4 運営

審査委員会の運営は、次のとおりとする。

- 1 審査委員会は、第3に掲げる業務を行うため、必要に応じて開催する。開催は、対面、オンライン会議又は書面により行うものとする。
- 2 各委員は、合理的な理由がある場合において、職務代行者を指名することができるものとする。
- 3 委員長は、第3に掲げる業務のうち、必要な作業を事務局に行わせることができるものとする。

第5 選定・表彰

第3の1及び2にて選定する取組は、高校の部と大学・専門学校の部毎に決定するとともに、東海ブロック大会において以下に掲げる賞を授与する。

なお、同一の取組は、全国大会を含めた複数の表彰を受けることができる。

- 1 全国大会へ出場する取組

みどり戦略学生チャレンジ実施要領第2の2の(2)及び(3)に定める取組数

- 2 東海ブロック大会にて表彰する取組

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) グランプリ | 各部1取組 |
| (2) 準グランプリ | 各部1取組 |
| (3) 審査委員特別賞 | 各部3取組以内 |
| (4) チャレンジ賞 | (1)～(3)の受賞取組以外 |

- 3 1及び2の選定は、「みどり戦略学生チャレンジ実施要領」第6の1に定める審査方法により行い、評価が高い取組の中から選定する。

- 4 2の表彰は、審査委員会より授与する。

第6 交流会

各参加者の取組内容の発表及び発表内容についての質疑応答を中心とした意見交換を行う。

第 7 事務局

- 1 審査委員会の事務局は、東海農政局企画調整室に設置する。
- 2 審査委員会の運営に必要な事項は、本要領に定めるほか、事務局が定めることとする。

第 8 その他

その他、審査に係ることは、審査委員会にて定めることとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 19 日から施行する。